

12.「防火地域」のピックアップ問題

コード	大項目	小項目	問題	解説	解答
20134	防火地域	準防火地域(耐火建築物)	準防火地域内において、延べ面積2,000m <sup>2</sup> 、地上2階建ての地域活動支援センター(各階を当該用途に供するもの)の主要構造部は、原則として、耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない。ただし、これらと同等以上の延焼防止性能を有する所定の建築物は考慮しないものとする。 → 2号は誤り。	「法61条」より、「防火・準防火地域内にある建物の「壁、柱、床その他他の建築物の部分を通常の火災による周囲への延焼を防止するためにこれらに必要とされる性能に関して、政令で定める技術的基準に適合するものとしなければならない。」とわかる。その政令基準については、「令136条の2」に載っており、その各号より、①「防火地域・準防火地域内の耐火建築物」、②「防火地域・準防火地域内の準耐火建築物」、③「準防火地域内の外壁防火の建築物(木造等)」、④「準防火地域内のその他の建築物」に分けられる。準防火地域内で、延べ面積が1,500m <sup>2</sup> を超えるものは、①に該当するため、当該建築物は、原則として、耐火建築物としなければならない。問題文には「準耐火建築物」が含まれているため誤り。 → 2号は誤り。 → 1号は誤り。 → 3号は誤り。	×
02182	防火地域	防火地域(準耐火建築物)	防火地域内においては、延べ面積80m <sup>2</sup> 、地上2階建ての一戸建て住宅は、耐火建築物若しくは準耐火建築物又はこれらと同等以上の延焼防止時間となる建築物としなければならない。  → 防火地域は、1号、2号 → 準防火地域は、3号～4号。	「法61条」より、「防火・準防火地域内にある建物の壁、柱、床その他他の建築物の部分を通常の火災による周囲への延焼を防止するためにこれらに必要とされる性能に関して、政令で定める技術的基準に適合するものとしなければならない。」とわかる。その政令基準については、「令136条の2」に載っており、その各号より、①「防火地域・準防火地域内の耐火建築物」、②「防火地域・準防火地域内の準耐火建築物」、③「準防火地域内の外壁防火の建築物(木造等)」、④「準防火地域内のその他の建築物」に分けられる。防火地域においては、①、②のいずれかにする必要があるため、耐火建築物若しくは準耐火建築物又はこれらと同等以上の延焼防止時間となる建築物としなければならない。(この問題は、コード「18121」の類似問題です。) → どんなくにトキナ建物(100m <sup>2</sup> 以下)と、2号 → 少なくとも準耐火建築物がいい。	○
29182	防火地域	防火地域(耐火建築物)	防火地域内においては、延べ面積150m <sup>2</sup> 、平家建ての建築物で、診療所の用途に供するものは、耐火建築物としなければならない。ただし、これらと同等以上の延焼防止性能を有する所定の建築物は考慮しないものとする。 → 2号は誤り。	「法61条」より、「防火・準防火地域内にある建物の「壁、柱、床その他他の建築物の部分を通常の火災による周囲への延焼を防止するためにこれらに必要とされる性能に関して、政令で定める技術的基準に適合するものとしなければならない。」とわかる。その政令基準については、「令136条の2」に載っており、その各号より、①「防火地域・準防火地域内の耐火建築物」、②「防火地域・準防火地域内の準耐火建築物」、③「準防火地域内の外壁防火の建築物(木造等)」、④「準防火地域内のその他の建築物」に分けられる。問題文の建物は、防火地域内で延べ床面積が100m <sup>2</sup> を超えていたため、①に該当する。よって、耐火建築物としなければならない。	○
29184	防火地域	準防火地域(準耐火建築物)	準防火地域内においては、延べ面積1,200m <sup>2</sup> 、地上3階建ての建築物で、各階を事務所の用途に供するものは、耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない。ただし、これらと同等以上の延焼防止性能を有する所定の建築物は考慮しないものとする。  → 3階 1,500m <sup>2</sup> 以下 ( 2階、500m <sup>2</sup> 超え、1,500m <sup>2</sup> 以下 ) → 3階 500m <sup>2</sup> 超え ( 1,500m <sup>2</sup> 以下 ) → 2号 ( 500m <sup>2</sup> 以下 ) → 3号 ( 500m <sup>2</sup> 以上 ) → 4号 ( 1,500m <sup>2</sup> 以上 )	「法61条」より、「防火・準防火地域内にある建物の「壁、柱、床その他他の建築物の部分を通常の火災による周囲への延焼を防止するためにこれらに必要とされる性能に関して、政令で定める技術的基準に適合するものとしなければならない。」とわかる。その政令基準については、「令136条の2」に載っており、その各号より、①「防火地域・準防火地域内の耐火建築物」、②「防火地域・準防火地域内の準耐火建築物」、③「準防火地域内の外壁防火の建築物(木造等)」、④「準防火地域内のその他の建築物」に分けられる。問題文の建物は、準防火地域内で3階建て、延べ面積が500m <sup>2</sup> を超えて1,500m <sup>2</sup> 以下であるため、②に該当する。よって、耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない。(この問題は、コード「17043」「20135」の類似問題です。) → 3階 1,500m <sup>2</sup> 以下 ( 2階、500m <sup>2</sup> 超え、1,500m <sup>2</sup> 以下 ) → 3階 500m <sup>2</sup> 超え ( 1,500m <sup>2</sup> 以下 ) → 2号 ( 500m <sup>2</sup> 以下 ) → 3号 ( 500m <sup>2</sup> 以上 ) → 4号 ( 1,500m <sup>2</sup> 以上 )	○
25183	防火地域	特建博物館(準防火地域)	延べ面積600m <sup>2</sup> 、平屋建ての博物館を準防火地域内に新築する場合、耐火建築物及び準耐火建築物以外の建築物とすることができる。ただし、これらと同等以上の延焼防止性能を有する所定の建築物は考慮しないものとする。  → 準防火地域 → 500m <sup>2</sup> 超え → 2号	「法61条」より、「防火・準防火地域内にある建物の「壁、柱、床その他他の建築物の部分を通常の火災による周囲への延焼を防止するためにこれらに必要とされる性能に関して、政令で定める技術的基準に適合するものとしなければならない。」とわかる。その政令基準については、「令136条の2」に載っており、その各号より、①「防火地域・準防火地域内の耐火建築物」、②「防火地域・準防火地域内の準耐火建築物」、③「準防火地域内の外壁防火の建築物(木造等)」、④「準防火地域内のその他の建築物」に分けられる。問題文の建物は、準防火地域内で階数が2以下、延べ面積が500m <sup>2</sup> を超えて1,500m <sup>2</sup> 以下であるため、②に該当する。よって、耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない。よって誤り。	×

※ 法61条と31条前に令136条の2の構成、内容を

イメージする ⇒ 31号破壊する。

( えうち31号をこなす、まこと3。 )

⇒ ( 31号を、すぐに読みあわせ、まとめて )

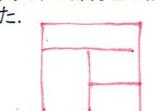
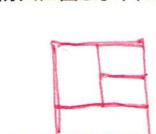
## 12.「防火地域」のピックアップ問題

コード	大項目	小項目	問題	解説
02181	防火地域	準防火地域(準耐火建築物)	<p>準防火地域内においては、延べ面積400m<sup>2</sup>、平家建ての事務所のみの用途に供する建築物は、耐火建築物若しくは準耐火建築物又はこれらと同等以上の延焼防止時間となる建築物としなければならない。</p> <p>（→参考） 延べ面積1,500m<sup>2</sup>未満とし、 延焼防止時間500m<sup>2</sup>以下では、 ビルと半分以上!! 2階以下 → 三号・四号。</p>	「法61条」より、「防火・準防火地域内にある建物の「壁、柱、床その他建築物の部分を通常の火災による周囲への延焼を防止するためこれらに必要とされる性能に関して、政令で定める技術的基準に適合するものとしなければならない。」とわかる。その政令基準については、「令136条の2」に載っており、その各号より、①「防火地域・準防火地域内の耐火建築物」、②「防火地域・準防火地域内の準耐火建築物」、③「準防火地域内の外壁防火の建築物(木造等)」、④「準防火地域内の他の建築物」に分けられる。準防火地域内において、階数が2以下で延べ面積が500m <sup>2</sup> 以下のものは、③又は④に該当するため、「耐火建築物若しくは準耐火建築物又はこれらと同等以上の延焼防止時間となる建築物」以外の建築物とする事ができる。よって誤り。
28184	防火地域	開口部	<p>準防火地域においては、耐火建築物及び準耐火建築物以外の建築物の外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に設ける防火戸は、建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後30分間当該加熱面以外の面(屋内に面するものに限る。)に火炎を出さないものとしなければならない。</p> <p>（参考） 数値のXには サービス問題。 どこ火? どの部分? どんなん生じた? 自分が行くところ!</p>	「法61条」より、「防火・準防火地域内にある建物の外壁の開口部で、延焼のおそれのある部分にあるものには防火戸その他政令で定める防火設備を設けなければならない。」とわかる。その政令基準については、「令136条の2」に載っており、①「防火地域・準防火地域内の耐火建築物」、②「防火地域・準防火地域内の準耐火建築物」、③「準防火地域内の外壁防火の建築物(木造等)」、④「準防火地域内の他の建築物」に分けられる。この区分に応じた外壁開口部設備の性能は、①②には「遮炎性能」が、③④には「通称:準遮炎性能」が要求される。この「準遮炎性能」の基準については、令136条の2第三号(2)に載っており、「建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後20分間当該加熱面以外の面(屋内に面するものに限る。)に火炎を出さないものであること。」とわかる。問題文の建物は、③④に該当するため、外壁開口部設備の性能は「準遮炎性能」が要求されるが「加熱開始後30分」とあるため誤り。(この問題は、コード「15165」「19155」の類似問題です。)
26184	防火地域	準防火地域(準耐火建築物)	<p>準防火地域内においては、延べ面積600m<sup>2</sup>、地上3階建ての建築物で、各階を診療所(患者の収容施設がないもの)の用途に供するものは、耐火建築物としなければならない。ただし、これと同等以上の延焼防止性能を有する所定の建築物は考慮しないものとする。</p> <p>（参考） 3階 27条 特建? 収容施設なし 不動 コードは、 の理解が重要</p>	法別表1(い)欄(二)項に「診療所」があるが、「患者の収容施設があるものに限る」とあり、問題文の建物はこれに該当しない。また、「法61条」「令136条の2」により、問題文の建築物は準防火地域で3階建てであり、「延べ面積が1,500m <sup>2</sup> 以内」であるため耐火建築物の要求はない。よって誤り。 （参考） 延焼大問題。
24181	防火地域	準防火地域(延焼防止建築物)	<p>準防火地域内においては、延べ面積500m<sup>2</sup>、地下2階、地上3階建ての建築物で、各階を診療所(患者の収容施設がないもの)の用途に供するものは、防火上必要な所定の基準に適合すれば、耐火建築物及び準耐火建築物以外の建築物とすることができます。</p> <p>（参考） 準延焼防止建築物。 主に（準）防火地域・木造3階建にて保証）ハルール、今こそ、昔も、よく使われる規定</p>	「法61条」「令136条の2第二号」[告示第194号 第4第一号]により、「準防火地域内で、地階を除く階数が3で延べ面積500m <sup>2</sup> 以下の建築物は、防火上必要な所定の基準に適合すれば、耐火建築物及び準耐火建築物以外の建築物とすることができます。」とわかる。尚、問題文の「患者の収容施設がない診療所」は、「法27条1項の特建」には該当しない。(この問題は、コード「15162」「17142」「23173」の類似問題です。) （参考） 法改正前は、政令12基準 よく出来ておいでいた 健て運び得る
28072	防火地域	特建車庫	<p>準防火地域内において、延べ面積1,000m<sup>2</sup>、地上3階建ての自動車車庫(各階を当該用途に供するもの)を新築する場合は、耐火建築物としなければならない。</p> <p>（参考） 倉庫と 自動車車庫は、 法27条モード(光に)</p>	問題文の建物は「自動車車庫」であるため別表1より(い)欄(六)項特建であり、3階以上の階を自動車車庫の用途に供するものは、「特建耐火義務による耐火義務が生じる」とわかる。
29183	別表1	倉庫	<p>準防火地域内においては、延べ面積900m<sup>2</sup>、地上3階建ての建築物(各階の床面積300m<sup>2</sup>)で、3階を倉庫の用途に供するものは、耐火建築物としなければならない。</p>	「別表1」より「倉庫」は(い)欄(五)項特建であり、「法27条2項」より、「3階以上の部分の床面積の合計が(は)欄条件(200m <sup>2</sup> 以上)に該当する場合、耐火建築物としなければならない。」とわかる。問題文の倉庫は、「3階の床面積が300m <sup>2</sup> 」のため、耐火建築物としなければならない。(この問題は、コード「18125」の類似問題です。)

## 12.「防火地域」のピックアップ問題

コード	大項目	小項目	問題	解説	解答
25182	防火地域	準防火地域(耐火建築物), 特建(木三共)	延べ面積450m <sup>2</sup> , 地上3階建ての共同住宅(各階の床面積150m <sup>2</sup> )を準防火地域内に新築する場合, 耐火建築物にしなければならない。  三段27条 三段61条.) エスケープ	「別表1」より「共同住宅」は、(い)欄(二)項に該当する特殊建築物であり、(ろ)欄をチェックすると「3階以上の階」という条件(法27条1項第一号)に該当する。その主要構造部については、「令110条」より「第一号又は第二号」としなければならない。「第一号」「告示255号第1第三号」より、防火地域以外の地上3階建ての共同住宅の主要構造部は、耐火構造等でなくとも、1時間準耐火基準に適合する準耐火構造とすることができる(通称:木三共)。よって、耐火建築物としなくともよい、次に「防火地域制限」について判断する。「法61条」「令136条の2」により「地上4階建以上、または1,500m <sup>2</sup> を超える。」に該当しないため「準防火地域制限による耐火義務は生じない。」とわかる。よって問題文は誤り。  「令136条の2」あたひの 条文の場所がどこかと來ない	×
01094	防火地域	看板等	防火地域内における建築物の屋上に設ける高さ2mの看板は、その主要な部分を不燃材料で造り、又はおおわなければならぬ。  ↑ 「2m」に目が行き易がら。	「法64条」に「看板等の防火措置」について載っており、そこを訳すと「防火地域内にある広告塔等の工作物で、①建物の屋上に設けるもの又は②高さ3mを超えるもののうちのどちらかに該当する場合には、その主要な部分を不燃材料で造り、又は、おおわなければならない。」とわかる。(この問題は、コード「14162」「17143」「19151」「23171」の類似問題です。)  準防火地域なら× ①又は② はのど 3m以下だと屋上なら〇 準不燃 なら×	○
02184	防火地域	2地域	建築物が「防火地域」と「防火地域又は準防火地域として指定されていない区域」にわたる場合において、その建築物が防火地域外において防火壁で区画されているときは、その防火壁外の部分については、防火地域内の建築物に関する規定は適用されない。	「法65条」に「建物が防火地域・準防火地域の内外に渡る場合」について載っており、その「1項」より「建物が防火地域と無指定区域にまたがる場合には、防火地域の規制が全てについて適用され、準防火地域と無指定区域にまたがる場合には、準防火地域の規制が全てについて適用される。」とわかる。また、その「2項」に「建物が防火地域及び準防火地域にわたる場合は、その全てについて防火地域の規制を適用する。」とわかる。なお、「1項」及び「2項」ただし書きより、「その建築物が防火地域又は準防火地域外(規定の緩い側)において防火壁で区画されている場合においては、その防火壁外の部分については、緩い側の建築物に関する規定を適用する。」とわかる。ゆえに、防火壁で区画した場合には、その全てについて厳しい規定を適用しなくてもよい。よって正しい。(この問題は、コード「19152」「26182」の類似問題です。)	○
29181	防火地域	2地域	防火地域及び準防火地域にわたる建築物(過半が準防火地域内であり、防火地域外で防火壁で区画されていないもの)で、延べ面積600m <sup>2</sup> 、地上2階建てで、各階を展示場の用途に供するものは、耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない。	「法65条」に「建物が防火地域・準防火地域・それ以外の地域(無指定区域)のいずれか2つの地域にまたがる場合」の解説が載っており、その「2項」に「建物が防火地域及び準防火地域にわたる場合は、その全てについて防火地域の規制を適用する。」とわかる。「法61条」により、「防火地域内においては、地階を含めた階数が3以上、または延べ面積が100m <sup>2</sup> 超える場合には耐火建築物としなければならない。」とわかる。よって問題文の建物は、耐火建築物としなければならぬため誤り。  → 図問題と練習。	×

13.「防火区画」のピックアップ問題

コード	大項目	小項目	問題	解説	解答
20061	防火区画	面積区画(耐火建築物)	防火区画は、火災の拡大を抑止する等のため、「建築物の用途・構造・階数等に応じた床面積による区画」、「階段室等の堅穴部分の区画」、「建築物の部分で用途が異なる場合の当該境界での区画」等について規定されている。	「令112条」の「防火区画」には、①面積区画(1項、4項、5項)、②高層区画(7~10項)、③堅穴区画(11~15項)、④異種用途区画(18項)の4種類がある。 本来、②は面積区画グループ。	○
02012	防火区画	特定防火設備	防火戸であって、これに通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後1時間當該加熱面以外の面に火炎を出さないものとして、国土交通大臣の認定を受けたものは、「特定防火設備」に該当する。	「令112条1項」のカッコ書きより「特定防火設備とは、令109条に規定する防火設備のうち、加熱開始後1時間當該加熱面以外の面に火炎を出さないものとして、①大臣構造のもの、②大臣認定を受けたもののうちのどちらかに該当するものをいう。」とわかる。よって正しい。(この問題は、コード「18011」「25014」の類似問題です。) 両面1時間。	○
01061	防火区画	高層区画(100m <sup>2</sup> 区画)	地上15階建ての事務所の15階部分で、該階の床面積の合計が300m <sup>2</sup> のものは、原則として、床面積の合計100m <sup>2</sup> 以内ごとに防火区画しなければならない。	「令112条7項」に「高層区画」について載っており、「11階以上の部分でその階の床面積の合計が100m <sup>2</sup> を超える場合、床面積100m <sup>2</sup> 以内ごとに耐火構造の床・壁・所定の防火設備で区画しなければならない。」とわかる。(この問題は、コード「28061」の類似問題です。) <b>◎見回</b>	○
26083	防火区画	高層区画(準不燃緩和)	地上12階建ての病院において、全館避難安全性能を有することについて、全館避難安全検証法により確かめたので、最上階については、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料とし、かつ、その下地を準不燃材料として床面積の合計200m <sup>2</sup> 以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画した。	「令112条7項」に「高層区画」の解説が載っており、その次にある「8項」、「9項」に「内装による緩和措置」の規定がある。問題文には、「仕上げ・下地共に準不燃材料」とあるため、「令112条8項」より、「床面積の合計200m <sup>2</sup> 以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画すれば足りる。」とわかる(通称:準不燃200m <sup>2</sup> 緩和)。また「令129条の2」より、全館避難安全性能を有することについて、全館避難安全検証法により確かめた場合、令112条7項の規定は適用除外となる。 ↑ 検証法 関係なし。 → 観	○
30061	防火区画	堅穴区画	主要構造部を準耐火構造とした延べ面積800m <sup>2</sup> 、地上4階建ての事務所であって、3階以上の階に居室を有するものの昇降機の昇降路の部分については、原則として、当該部分とその他の部分とを防火区画しなければならない。	「令112条11項」より、「主要構造部が準耐火構造以上で、かつ、地階または3階以上の階に居室を有する建物における階段等の部分については、その堅穴部分とその他の部分とを準耐火構造以上の壁・床・所定の防火設備で区画しなければならない。」とわかる。	○
03074	防火区画	堅穴区画	延べ面積1,500m <sup>2</sup> 、地上3階建ての物品販売業を営む店舗(主要構造部を耐火構造とした耐火建築物)において、避難階である1階からその直上階のみに通ずる吹抜きについて、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で造ったので、吹抜きとなっている部分以外の部分との防火区画を行わなかった。	「令112条11項」に「堅穴区画」について載っており、その「ただし書き」より、「避難階からその直上階又は直下階のみに通する吹抜きについて、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で造った場合は、堅穴区画の適用除外となる。」とわかる。また、問題文は「延べ面積1,500m <sup>2</sup> の耐火建築物」であるため、面積区画の必要はない。よって、防火区画を行う必要はない。 	○
01063	防火区画	堅穴区画	避難階が地上1階であり、地上3階に居室を有する事務所の用途に供する建築物で、主要構造部を準耐火構造としたものにおいては、原則として、地上2階から地上3階に通ずる吹抜きとなっている部分とその他の部分とを防火区画しなければならない。	「令112条11項」に「堅穴区画」の解説が載っており、そこを訳すと「主要構造部が準耐火構造以上で、かつ、地階または3階以上の階に居室を有する建物におけるメゾネット部分、吹抜け・階段・昇降路・ダクトスペース等の部分については、その堅穴部分とその他の部分とを準耐火構造の壁・床又は所定の防火設備で区画しなければならない。」とわかる。問題文の「地上2階から地上3階に通ずる吹抜きとなっている部分とその他の部分」は、原則として、防火区画しなければならない。 	○

## 13.「防火区画」のピックアップ問題

コード	大項目	小項目	問題	解説	解答
27062	防火区画	堅穴区画(適用除外)	主要構造部を準耐火構造とした延べ面積200m <sup>2</sup> 、地上3階建ての一戸建ての住宅において、吹抜きとなっている部分とその他の部分とは防火区画しなくてもよい。	「令112条11項」に「堅穴区画」の解説が載っており、その条文最後にあるただし書き及びその「二号」より、「階数が3以下で延べ面積が200m <sup>2</sup> 以内の一戸建て住宅等については、堅穴区画の適用除外となる。」とわかる。ゆえに、問題文の建物の場合、防火区画する必要はない。(この問題は、コード「23081」の類似問題です。)	○
02062	防火区画	堅穴区画(適用除外)	主要構造部を耐火構造とした共同住宅の住戸で、その階数が3であり床面積の合計が200m <sup>2</sup> のものは、当該住戸の階段の部分とその他の部分とを防火区画しなければならない。	「令112条11項」に「堅穴区画」の解説が載っており、その条文最後にあるただし書き及びその「二号」より、「共同住宅の住戸のうちその階数が3以下で、かつ、床面積の合計が200m <sup>2</sup> 以内であるものにおける吹抜きとなっている部分については、堅穴区画の適用除外となる。」とわかる。ゆえに、問題文の建物の場合、防火区画する必要はない。(この問題は、コード「30063」の類似問題です。)	×
02063	防火区画	接壁	地上5階建ての事務所のみの用途に供する建築物において、防火区画に接する外壁については、外壁面から50cm以上突出した準耐火構造のひさし、床、袖壁等で防火上有効に遮られている場合においては、当該外壁のうちこれらに接する部分を含み幅90cm以上の部分を準耐火構造としなくてもよい。	「令112条16項」に「防火区画に接する外壁(通称:接壁)」の解説が載っており、そこを訳すと「防火区画としての壁・床・防火設備等に接する外壁は、接している部分を含み幅90cm以上の部分を準耐火構造としなければならない。ただし、外壁面から50cm以上突出した準耐火構造のひさし等で防火上有効に遮られている場合においては、この限りでない。」とわかる。 → イノットのコツ。  ※防火区画は、建物内の延焼を防止ですが、 外壁の部分から、区画を越えてくる延焼を防止。	○
30062	防火区画	異種用途区画	1階及び2階を物品販売業を営む店舗(当該用途に供する部分の各階の床面積の合計がそれぞれ1,000m <sup>2</sup> )とし、3階以上の階を事務所とする地上3階建ての建築物においては、原則として、当該店舗部分と事務所部分とを防火区画しなければならない。	「令112条18項」より、「法27条に該当する特殊建築物の場合、その部分とその他の部分とを1時間準耐火の壁・床、特定防火設備で区画しなければならない。」とわかる。問題文の建物は「物販店舗」であり、「別表1」より(い)欄(四)項特建に該当し、「2階部分の床面積500m <sup>2</sup> 以上」であるため、法27条に該当する特殊建築物とわかる。したがって、「店舗部分」と「事務所部分」とは、原則として、異種用途区画しなければならない。	○
01062	防火区画	異種用途区画	1階を自動車車庫(当該用途に供する部分の床面積の合計が130m <sup>2</sup> )とし、2階及び3階を事務所とする地上3階建ての建築物においては、当該自動車車庫部分と事務所部分とを防火区画しなければならない。	「令112条18項」に「異種用途区画」について載っており、そこを訳すと「法27条に該当する特殊建築物の場合、その部分とその他の部分とを1時間準耐火の壁・床、特定防火設備で区画しなければならない。」とわかる。問題文の「130m <sup>2</sup> の自動車車庫」は、「別表1」より(い)欄(六)項特建に該当しないため、法27条に該当する特殊建築物ではない。ゆえに、「事務所の部分」と「自動車車庫の部分」とを防火区画する必要がない。 近年の法改正ご参考まで。	×
16063	防火区画	防火設備	防火区画に用いる特定防火設備は、常時閉鎖又は作動した状態にあるもの以外のものにあっては、火災により煙が発生した場合及び火災により温度が急激に上昇した場合のいずれの場合にも、自動的に閉鎖又は作動する構造としなければならない。	「令112条19項」に「防火区画で用いる特定防火設備・防火設備の構造」について載っており、その「一号」に「面積区画・高層区画」の場合、「二号」に「堅穴区画、異種用途区画」の場合の防火設備の構造を規定している。その「二号」を訳すと、「面積区画・高層区画」で用いる特定防火設備は、火災により煙が発生した場合に自動閉鎖又は作動する構造(通称:煙感)又は、火災により温度が急激に上昇した場合に自動閉鎖又は作動する構造(通称:熱感)のどちらかでよい。」とわかる(特定防火設備に要求されている構造ではない)。よって、問題文は誤り。 そこか!  ・堅穴区画: 防火設備 ・異種用途: 特定防火設備】煙感、遮煙。	×
02061	防火区画	防火設備	地上3階に居室を有する事務所で、主要構造部を耐火構造としたものにおいて、避難階である地上1階から地上3階に通ずる階段の部分とその他の部分との区画に用いる防火設備は、避難上及び防火上支障のない遮煙性能を有するものでなければならない。	「令112条11項」に「堅穴区画」の解説が載っており、そこを訳すと「主要構造部が準耐火構造以上で、かつ、地階または3階以上の階に居室を有する建物におけるメゾネット部分、吹抜け・階段・昇降路・ダクトスペース等の部分については、その堅穴部分とその他の部分とを準耐火構造の壁・床又は所定の防火設備で区画しなければならない。」とわかる。その防火設備の構造については「令112条19項二号」に載っており、「口」より「避難上及び防火上支障のない遮煙性能を有するものでなければならない。」とわかる。(この問題は、コード「21081」「27064」の類似問題です。)	○

## 13.「防火区画」のピックアップ問題

コード	大項目	小項目	問題	解説	解答
03092	防火区画	防火壁	延べ面積1,500m <sup>2</sup> 、耐火建築物及び準耐火建築物以外の、木造、地上2階建ての美術館について、防火上有効な構造の防火壁に設ける開口部の幅及び高さを、それぞれ2.5mとし、かつ、これに特定防火設備で所定の構造であるものを設けた。	「令113条第四号」より、「木造等の建築物の防火壁は、防火壁に設ける開口部の幅及び高さは、それぞれ2.5m以下とし、かつ、これに特定防火設備で所定の構造(令112条19項第一号に規定する構造)であるものを設けること。」とわかる。(この問題は、コード「23082」の類似問題です。)	○
28064	防火区画	界壁	準防火地域内においては、延べ面積1,000m <sup>2</sup> 、地上3階建ての共同住宅の各戸の界壁は、耐火構造とし、小屋裏又は天井裏に達せしめなければならない。	「令114条」より「共同住宅の各戸の界壁は、原則として、準耐火構造とし、小屋裏又は天井裏に達せしめなければならない。」とわかる。問題文は「耐火構造」とあるため誤り。(この問題は、コード「15055」の類似問題です。)	×
30064	防火区画	防火間仕切	有料老人ホームの用途に供する建築物の当該用途に供する部分(天井は強化天井でないもの)については、原則として、その防火上主要な間仕切壁を準耐火構造とし、小屋裏又は天井裏に達せしめなければならない。	「令114条2項」より「児童福祉施設等(令19条より有料老人ホームを含む)の用途に供する建物の当該用途に供する部分については、原則として、その <del>防火上</del> 主要な間仕切壁を準耐火構造とし、小屋裏又は天井裏に達せしめなければならない。」とわかる。問題文は正しい。(この問題は、コード「16065」「21082」「25081」の類似問題です。)	○ 17ドの用語 (病室など3室100m <sup>2</sup> 以内等)
17065	防火区画	小屋裏隔壁	延べ面積がそれぞれ200m <sup>2</sup> を超える建築物で耐火建築物以外のもの相互を連絡する渡り廊下で、その小屋組が木造であり、かつ、けた行が4mを超えるものは、小屋裏に準耐火構造の隔壁を設ければならない。	「令114条4項」より、「延べ面積がそれぞれ200m <sup>2</sup> を超える建築物で耐火建築物以外のもの相互を連絡する渡り廊下で、その小屋組が木造であり、かつ、けた行が4mを超えるものは、小屋裏に準耐火構造の隔壁を設ければならない。」とわかる。問題文は正しい。	○
28094	防火区画	風道貫通	換気設備の風道が準耐火構造の防火区画を貫通する場合において、当該風道に設置すべき特定防火設備については、原則として、火災により煙が発生した場合又は火災により温度が急激に上昇した場合に自動的に閉鎖するものとしなければならない。	「令112条21項」に「換気、暖房、冷房の設備の風道が「準耐火構造の防火区画(令112条20項条文中に規定)」を貫通する場合、貫通する部分又はこれに近接する部分に、所定の性能を有する特定防火設備(法2条第九号の二)に規定する防火設備によって区画すべき準耐火構造の防火区画を貫通する場合には、 <del>防火設備</del> であって、火災により煙が発生した場合又は火災により温度が急激に上昇した場合、自動的に閉鎖することができるもの(一号)、かつ、閉鎖した場合遮煙性能を有するもの(二号)としなければならない。」とわかる。	○ タクト 17ド 20項 総水槽との連携。タクトを通しての遮煙防止。